

ココロの胃袋

理事長 北岡賢剛

今回は、三つのことについて書いてみたいと思う。それは「津久井やまゆり園の事件」「生活困窮者自立支援法の見直しで検討すべき事」「障害者の文化芸術活動の推進に関する立法」についてである。

神奈川県相模原市で痛ましい事件が起きた。「障害者なんかは、いなくなればいい」と、19名の尊い命が奪われた。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りすると共に、そのご家族には、衷心よりお悔やみを申し上げます。また、お怪我をされた方々の一日も早い回復を願っています。

この事件について多くの障害者団体が声明を発表しているが、それらの団体に共通していることは、この行為に対して「怒り」を表明していることである。当然のことだと思う。特に当事者の人たちは、日々の生活に不安を抱かれた人も多いことと思う。各団体が様々なメッセージを出す中、とりわけ「全国手をつなぐ育成会連合会」の久保厚子会長から発表されたメッセージ「障害のあるみなさんへ」は、胸に迫るものがあった。

その内容を紹介したいと思う。「容疑者は『障害者はいなくなればいい』と話していたそうです。みなさんの中には、そのことで不安を感じる人もた

くさんいると思います。そんな時は、身近な人に不安な気持ちを話しましょう。みなさんの家族や友達、仕事の仲間、支援者は、きつと話聞いてくれます。そして、いつもと同じように毎日を過ごしましょう。不安だからといって生活の仕方を変える必要はありません。障害がある人もない人も、私たちは一人ひとり大切な存在です。障害があるからといって誰かに傷つけられたりすることは、あってはなりません。もし誰かが「障害者はいなくなればいい」なんて言っても、私たち家族は全力でみなさんのことを守ります。ですから、安心して堂々と生きてください。」

この文章の中にある「全力でみなさんのことを守ります」という言葉は、私にとって本質的な言葉であると感じた。

あの悲惨な事件が起きたとき、日本政府はどうしてこの様な声明を出さなかったのか。この言葉が必要だった。障害のある人たちは、この国にとってかけがえない存在であること、豊かで質の高い国を創っていく上で大切な人たちであることを国民に対して力強く語りかけて欲しいと思った。

国からは、措置入院の在り方や、施設の防犯の強化などが文書で発せられた。確かに行政として考えられることは、こ

ういうことしかないのだろうと思った。しかしそれは、空中に舞っていて掴みにくいものでしかなかった。こんな対策を講じる前に「共生の当たり前」についてメッセージを出すべきだった。

戦後の混沌とした中で、路頭をさまよう戦災孤児と障害児を保護し教育するところがこの国の再建に必要なと考え、糸賀一雄先生は1946年に近江学園を設立された。糸賀先生は次のような文章で、障害のある人たちは「世の光」であるという言葉を残されている。

「重症な障害をもったこの子たちも立派な生産者であるということ、認め合える社会をつくらうということである。『この子らに世の光』あててやろうという哀れみの政策を求めているのではなく、この子らが自ら輝く素材そのものであるから、いよいよ磨きをかけて輝かそうというのである。『この子らを世の光に』である。」

私たち、社会福祉法人グロー（GLOW）は、この考えをいつまでも大切にしたいと思う。今回の事件への怒りと悲しみを深く胸に刻みながら、障害のある人、高齢者、子どもたちなど社会的弱者とされる人たちが、悲しい思いをしない社会を作っていくことを諦めずに、その実現に向けて頑張っていくことができたらと



思う。このことこそが私たちのやりがいであり、私たちらしいさの砦であると思う。

障害のある人に対する異常な考えから犯行に至ったようだが、例えば高齢者施設や幼い子どもたちの集う場所などが、いつこのようなことになっても不思議ではない社会に向かっているのではないかと思ってしまうのは、私だけではないと思う。平和のうたを皆で歌っても、実際の世界はその反対に向かうこともあるように、私たちの努力はこの平和のうたと似ているのかも知れない、そんなことさえ思ってしまう。それでも社会的に弱い人を包み込みながら生きていく社会でありたいと思うし、それは実現すると信じ続けたい。なぜなら、障害のある子どもや認知症のおじいちゃん、おばあちゃんと共に生きる家族が、笑顔に溢れて生きる姿もあることを私たちは知っているから。その笑顔の中にこそ、新しい希望を見つけられるし、励まされる。私たちの取り組みで、この笑顔の一つでも多く生み出し、世の中に伝えることができたらと思う。

次に、私たちが運営する養護老人ホームについて、いくつか思っていることを書いてみたい。この6月から高齢者へのサービスを提供している施設の長に集まって頂き、勉強会を行っている。特別養護老人ホームふくらの山口美由樹所長、養護老人ホームながはまの上野康子所長、養護老人ホームきぬがさの横田俊夫副所長、救護施設ひのたに園の吉川鐘子園長たちから各施設の現状を教えてください。こんなことをしたいと思っただけは、養護老人ホームの在り方について、日頃から制度との関係の中で何となく違和感を覚えることがあり、私自身もう少し勉強することで何らかの方向性を見出して、国への施策提案をできるのではないかと考えたからだ。

養護老人ホームの歴史を少し辿ってみる。前身は明治時代に養老院と呼ばれた民間の慈善事業である。その後、1929年に公布された救護法によって法律に基づく施設として位置づく。そして、老人福祉法(1963年)が制定されたことに伴い、養護老人ホームという名称となるが、元々は生活困窮者に対応する保護施設であった。

近年、要介護状態の人が増えてくる現状に対応するため、2005年に行われた介護保険制度改正で養護老人ホームが「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の指定を受けられることになった。たとえば、特別養護老人ホームに入居されている人と同じ要介護状態の人が、外部サービスを利用しながら、養護老人ホームで暮らすことも可能だ。実際に要介護度が4の方も「ながはま」を利用

していただいている事実がある。

施設長の皆さんから聞く現場で起きている話は、実に面白い。一つ一つの物語は人間臭くて味わい深く、利用されている方々の人生の重みを感じることができる。

話を聞きながら改めて認識したことがあった。当法人が運営している施設特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設)にはそれぞれ、同じ状態像の高齢者が暮らしているという実態である。同じ状態像とはいえ、どの施設で暮らすかによって自己負担金やルール等が違い、その結果、様々な差が出てくる。たとえば救護施設では、施設の根拠法である生活保護法との関係で預貯金はできないが、養護老人ホームでは預貯金は可能ということになるらしい。特別養護老人ホームには措置時代から入所されている人もいらつしやり、その方の利用料は介護保険制度下の利用料と比較すると低廉となる。この実態は、実に日本らしいと思った。自分の意思とは別の作用によって、それぞれの想い出を抱えて、それぞれの施設で暮らしている高齢者がいることを私たちは知らなければならぬ。

一方、刑務所で罪を償っている人のうち高齢者の割合は平成26年には10・4%(平成27年犯罪白書より)と1割を超えた。最近20年間、ほぼ一貫して上昇しているという。この背景を探っていくと、生活の苦しさから刑務所を選んでいくという事実にも出会う。実際、入所受刑者全体に比べて高齢者の再入所率が高いというデータも出ている。この様な現状を知るときに、福祉がもつと機能できない

かと思う。また、支える制度も見直す時期に来ているのだと思う。

昨年、「生活困窮者自立支援法」が施行された。自立に向けた相談を行い、必要な支援を行うことになっている。この法律の改正が2年後に行われるが、この様な実態から、この国の高齢者に対する制度の見直しも併せて考えられないかと思う。介護保険法との整理が難しいとは思いますが、救護施設と養護老人ホームを統合し、同じ法律の下で運営してはどうかということも考えるようになった。現在の救護施設もそのような役割を一定担っているが、この統合した施設で罪を償った人たちの受け入れも行き、生活上の苦しさから万引きなどの軽微な罪を犯している高齢者も刑務所の出入りを繰り返すのではなく、この施設で暮らしを整えるということが、改正生活困窮者自立支援法の下で実現することはできないかということを考えている。

もう一つ。現在、障害者による文化芸術活動の推進を図るための法律が検討されている。この法案では国や自治体に対して、障害者等が生み出す質の高いアート作品の発掘や創作活動の環境を整備するなど、国公立美術館での展示機会の確保を行うことも視野に入つつ、文部科学省と厚生労働省が協力して具体的な行動計画を作成するという内容が検討されている。

全国で様々な活動が行われている中に混ざって、滋賀県と私たちの共同の取り組みが一つの局面を生み出したとも言えるのだと思う。

これまで滋賀県が先行して、アール・ブリュット作品の調査や、その発表の場を支え続けてきたことに、改めて目を向けなければならない。この法案が成立し、障害のある人たちの様々な表現活動の裾野が広がり、優れた表現は国内外に発信されたらと願う。そして、障害のある人たちが、社会を成熟させていくために必要で不可欠な存在であることをもっと多くの人に知ってもらいたいと思う。まさに「この子らを世の光に」である。この法律ができるだけ早期に成立することを祈りたい。

いたたまれないほどの悲しい事件に自分はどう向かい合うべきか考え続けるうちに、あまりの堂々巡りに考えても仕方がないという気分が襲われたり、これらの養護老人ホームの有り様を考える事で他分野にまたがる思いつきが生まれたり、障害者の文化芸術を推進する法律が提出されようとすることに喜びを感じたり、本当に色々な気持ちなる毎日であり、色々なことを考える毎日である。一つのことを考えてはいったん脇に置いておき、別のことを考え、また置いていたことに戻るということを繰り返していることと表したら伝わるだろうか。

精神科医の北山修さんに言わせると、何かわからないものに出会ったとき、心の胃袋がそれを消化できるようになるまで、こなれるまで置いておくということも必要ということだから、心の胃袋を毎日鍛えていると思いがらこれからも考え続け、歩き続けて行きたいと思う。